

## 結 果 の 概 要

この結果は、令和5年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

### 1 施設の状況

#### (1) 施設数

施設の種類の別々に施設数をみると、「保育所等」は23,726施設で前年と比べ153施設、0.6%減少している。

また、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は17,833施設で前年と比べ506施設、2.9%増加している。（表1、総括表）

表1 施設の種類の別々にみた施設数

	令和5年 (2023)	令和4年 (2022)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
			総数	77 803
保護施設	287	290	△ 3	△ 1.0
老人福祉施設	5 126	5 158	△ 32	△ 0.6
障害者支援施設等	5 457	5 498	△ 41	△ 0.7
身体障害者社会参加支援施設	313	315	△ 2	△ 0.6
婦人保護施設	47	47	0	0.0
児童福祉施設等	40 382	46 997 (40 518)	… (△ 136)	… (△ 0.3)
(再掲)保育所等 <sup>1)</sup>	23 726	23 879	△ 153	△ 0.6
(再掲)幼保連携型認定こども園	…	6 479	…	…
母子・父子福祉施設	55	55	0	0.0
その他の社会福祉施設等	26 136	25 461	675	2.7
(再掲)有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	17 833	17 327	506	2.9

注：詳細は9ページ 総括表参照

令和5年調査から幼保連携型認定こども園は調査対象外としており、( )内の数値は幼保連携型認定こども園を除いたものである。

1) 保育所等は、保育所型認定こども園及び保育所である。

#### (2) 定員・在所要者数・在所率

施設の種類の別々に定員をみると、「保育所等」は2,266,613人、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は689,810人となっている。

また、施設の種類の別々に在所要者数をみると、「保育所等」は1,905,477人、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は567,518人となっている。（表2、総括表）

表2 施設の種類の別々にみた定員・在所要者数・在所率

	定員(人) <sup>1)</sup>	在所要者数(人) <sup>1)</sup>	令和5年10月1日現在 在所率(%) <sup>2)</sup>	
			令和5年 (2023)	令和4年 <sup>6)</sup> (2022)
			総数	3 530 484
保護施設	18 915	18 021	95.3	93.6
老人福祉施設	156 591	139 039	89.0	89.3
障害者支援施設等 <sup>3)</sup>	185 482	148 539	92.0	92.2
婦人保護施設	1 189	263	27.3	27.2
児童福祉施設等 <sup>4)</sup>	2 478 496	2 099 920	85.6	86.9
(再掲)保育所等 <sup>5)</sup>	2 266 613	1 905 477	85.0	86.5
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	689 810	567 518	84.0	84.6

注：詳細は9ページ 総括表参照

1) 定員及び在所要者数は、それぞれ定員又は在所要者数について詳細票による調査を実施した施設のみ、集計している。

2) 在所率(%) = 在所要者数 ÷ 定員 × 100により算出している。ただし、定員不詳、在所要者数不詳の施設及び在所要者数について詳細票による調査を行っていない施設を除いている。

3) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所要者分のみ、在所要者数は入所要者数と通所要者数の合計であり、在所率は在所要者数のうち通所要者数を除いている。障害者支援施設等のうち地域活動支援センターについては、在所要者数を調査していない。

4) 児童福祉施設等の定員及び在所要者数には母子生活支援施設を含まない。

5) 保育所等は、保育所型認定こども園及び保育所である。

6) 令和4年の在所率は、幼保連携型認定こども園を除いて再計算したものである。

### (3) 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者の総数は1,077,239人となっており、前年と比べ0.3%減少している。施設の種別、職種別にみると、保育所等の「保育士」は384,011人、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）の「介護職員」は141,459人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は63,666人となっている。（表3）

表3 施設の種別にみた職種別常勤換算従事者数

(単位:人) 令和5年10月1日現在

	総数	1) 保護施設	1) 老人福祉施設	1) 障害者支援施設	1) 婦人保護施設	1) 児童福祉施設 (保育所等・地域型保育事業所を除く)	2) 保育所等	2) 地域型保育事業所	母子・父子福祉施設	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
総数	1 077 239	6 245	38 743	107 844	395	91 632	536 730	61 993	275	233 381
対前年増減率(%) <sup>3)</sup>	△ 0.3	△ 2.1	△ 0.7	△ 0.9	3.1	2.1	△ 1.5	△ 1.6	30.3	2.2
施設長・管理者	54 066	216	2 364	3 916	28	4 632	23 231	6 507	19	13 154
サービス管理責任者	3 976	…	…	3 976	…	…	…	…	…	…
生活指導・支援員等 <sup>4)</sup>	93 205	751	4 196	63 666	170	15 566	…	…	—	8 856
職業・作業指導員	3 191	88	91	2 216	15	336	…	…	1	444
セラピスト	7 820	6	167	1 114	8	3 998	…	…	—	2 527
理学療法士	2 812	3	57	576	—	1 139	…	…	—	1 038
作業療法士	1 860	2	29	386	—	967	…	…	—	477
その他の療法士	3 148	2	81	153	8	1 892	…	…	—	1 012
心理・職能判定員	47	…	…	47	…	…	…	…	…	…
医師・歯科医師	2 669	34	113	286	4	1 324	635	168	—	106
保健師・助産師・看護師	54 317	428	2 505	5 582	24	11 086	11 237	834	—	22 621
精神保健福祉士	1 283	101	14	993	—	…	…	…	…	176
保育士	406 701	…	…	…	…	20 553	384 011	2 132	5	…
保育補助者	25 879	…	…	…	…	…	25 796	83	…	…
保育従事者 <sup>5)</sup>	37 536	…	…	…	…	…	…	37 536	…	…
うち保育士資格保有者	35 255	…	…	…	…	…	…	35 255	…	…
家庭的保育者 <sup>5)</sup>	1 353	…	…	…	…	…	…	1 353	…	…
うち保育士資格保有者	1 027	…	…	…	…	…	…	1 027	…	…
家庭的保育補助者 <sup>5)</sup>	680	…	…	…	…	…	…	680	…	…
居宅訪問型保育者 <sup>5)</sup>	96	…	…	…	…	…	…	96	…	…
うち保育士資格保有者	72	…	…	…	…	…	…	72	…	…
児童生活支援員	618	…	…	…	…	618	…	…	—	…
児童厚生員	11 235	…	…	…	…	11 235	…	…	—	…
母子支援員	652	…	…	…	…	652	…	…	—	…
介護職員	173 523	3 203	17 903	10 956	2	…	…	…	…	141 459
栄養士	32 471	200	2 009	2 430	22	1 599	22 338	2 422	—	1 451
調理員	75 290	495	4 485	4 713	42	3 877	43 019	4 258	—	14 400
事務員	37 373	435	2 635	5 049	39	4 145	13 228	1 155	94	10 593
児童発達支援管理責任者	1 408	…	…	…	…	1 408	…	…	—	…
その他の職員	51 850	288	2 262	2 901	41	10 603	13 235	4 769	156	17 595

注：従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

- 1) 保護施設には医療保護施設、老人福祉施設には老人福祉センター（特A型、A型、B型）、児童福祉施設（保育所等・地域型保育事業所を除く）には助産施設、児童家庭支援センター及び児童遊園をそれぞれ含まない。
- 2) 保育所等は保育所型認定こども園及び保育所、地域型保育事業所は小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、小規模保育事業所C型、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所である。
- 3) 令和5年調査から幼保連携型認定こども園は調査対象外としており、対前年増減率についても幼保連携型認定こども園を除いて算出している。
- 4) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
- 5) 保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者及び居宅訪問型保育者は地域型保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。